受付	個　人　質　問　　第　　号 令和　年　月　日　　時　　分

一 般 質 問 ＜ 個 人 ＞ 発 言 通 告 書

令和７年５月２６日

長久手市議会議長　殿

長久手市議会議員　わたなべさつ子

会議規則第５９条第２項の規定により下記のとおり通告します。

	質　問　事　項　及　び　要　旨	備考
1	**こども誰でも通園制度について** 令和８年４月から「こども誰でも通園制度」がすべての市町村で始まる。利用者は０歳６か月から満３歳未満で保育所等を使っていない子どもが対象である。利用時間は、月１０時間までの一定時間の利用枠の範囲内で、保護者の就労や預ける理由を問わずに、満３歳未満の子どもが１時間単位で保育施設に通える、新たな通園給付となっている。 ⑴　本市において、令和７年度に保育所等を利用していない満３歳未満児は何人か。 ⑵　本市の一時預かり事業の利用状況はどのようか。 ⑶　「こども誰でも通園制度」利用開始までの手続きはどのようか。	
2	**本市のふるさと納税への対応について** ふるさと納税は、平成２０年度税制改正により導入された制度であり、自治体（都道府県及び市区町村）に対する寄附を行った場合、２，０００円（適用下限額）を超える部分について、一定の上限（控除限度額）まで、原則として所得税及び個人住民税から全額控除されるという税制上の仕組みとなっている。 ⑴　本市のふるさと納税は、関係事業者を含め、どのように対応してきたか。 ⑵　令和５年度までの寄附金額と寄附件数の推移はどのよ	

	うか。 ⑶　今後の施策についてはどのように考えているか。	
3	**令和７年度自衛隊への情報提供と職場体験について** 市は、自衛隊に対し、防衛大臣からの依頼に応じて自衛官募集対象者の情報を提供している。自衛隊への情報提供を希望しない人は、申請があれば情報提供の対象者から除外するとしており、市は期間を設けて除外申請を受け付けている。令和７年度の除外申請期間は令和７年４月１日から５月１５日までで、市ホームページと広報ながくて４月号で周知された。 また、市内全中学校で、職場体験学習の職場の１つとして、自衛隊が対象となっている。 ⑴　令和７年度、自衛隊への情報提供の対象者である１８歳と２２歳の人数は何人か。 ⑵　令和７年度、除外申請期間中に申請のあった人の除外年齢と人数はどのようか。 ⑶　市内中学校の職場体験学習は自衛隊でも行われているが、令和７年度の予定はどのようか。	
4	**国民健康保険の高額療養費支給制度の現状について** 高額療養費支給制度は、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が１か月（暦月：１日から末日）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度である。 ⑴　本市の高額療養費支給制度の利用件数はどのようか。 ⑵　令和５年度の市の支払額はどのようか。	